

商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 木付 親次

1 日 時

令和3年9月21日（火） 午後1時29分から
午後3時24分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、太田正美、嶋幸一、木田昇、羽野武男、藤田正道、河野成司

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

吉竹悟、今吉次郎、森誠一、戸高賢史

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 高濱航 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第74号議案及び第102号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと、第7号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
請願13については、継続審査とすることを全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所の経営状況を説明する書類の提出について、新型コロナウイルス感染症への対応について及び「第4期ツーリズム戦略」の策定状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外所管事務調査について、県内所管事務調査について及び参考人招致について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班	主査	吉野美穂
政策調査課調査広報班	副主幹	矢野順子

商工観光労働企業委員会次第

日時：令和3年9月21日（火）13：30～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 商工観光労働部関係

13：30～15：30

(1) 付託案件の審査

第 74号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）

（本委員会関係部分）

第102号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第10号）

（本委員会関係部分）

第 7号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第8号）について

（本委員会関係部分）

請 願 13 四国電力伊方原子力発電所3号機の再稼働に反対する県議会決議を
求めることについて

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①ウィズコロナ、ポストコロナの県産品販路開拓について

(3) 諸般の報告

①公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所の経営状況を説明する書類の提出について

②公益財団法人日田玖珠地域産業振興センターの経営状況を説明する書類の提出について

③大分ブランドクリエイティブ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

④公益財団法人大分県総合雇用推進協会の経営状況を説明する書類の提出について

⑤県有地の信託に係る事務の処理状況を説明する書類の提出について

⑥大分県長期総合計画の実施状況について

⑦新型コロナウイルス感染症への対応について

⑧（公社）ツーリズムおおいたの用途不明金発生事案に係る対応状況について

⑨「第4期ツーリズム戦略」の策定状況について

⑩大分県DX推進戦略骨子（案）について

⑪宇宙港について

(4) その他

3 協議事項

15：30～15：40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) 県内所管事務調査について

(4) 参考人招致について

(5) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

本日は委員外議員として、吉竹議員、今吉議員、森議員、戸高議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めるので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件、報告1件及び請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより商工観光労働部関係の審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。

第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会関係部分について、第102号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会関係部分について及び第7号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会関係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

高濱商工観光労働部長 商工観光労働部長の高濱です。

皆さまにおかれては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対する御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、付託案件4件、所管事務調査のまとめ、諸般の報告11項目について御説明します。項目が大変多いですがよろしく願います。

初めに、第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）について御説明します。

お手元のiPadのデータ①商工観光労働企業委員会資料の2ページをお開き願います。

補正予算の概要です。

表の上から3番目、Bの欄にあるように、労働費において2億4千万円の増額補正予算を立

てています。この予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する中で生産性を向上させ賃金を引き上げる中小企業等を支援するためのものです。

次に、第7号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第8号）と第102号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第10号）について御説明します。

同じ表の下から5番目、右から3番目の欄にあるように、商工費において31億8,500万円の専決処分をしています。また、その右隣、Bの欄にあるように、商工費において23億円の増額補正予算を立てています。この予算は、新型コロナウイルスの感染状況が厳しくなる中、県内全域の飲食店等に営業時間短縮を要請したことに伴い、要請に応じた事業者に対する協力金の支給等について計上したものです。

詳細については担当課長から御説明します。
祖母井雇用労働政策課長 3ページをお開きください。

中小企業等業務改善緊急支援事業費2億4千万円です。この事業は新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する中で、生産性を向上させ賃金を引き上げる中小企業等を支援するため、国の業務改善助成金の採択を受けた者に対し奨励金の支給等を行うものです。

4ページをお開きください。

本県の地域別最低賃金は、現行の792円からプラス30円の822円に改定され、10月6日からこの改定額が義務付けられることとなります。人材確保の観点から賃金の底上げは大事なことだと考えますが、その一方で急激な賃金の引上げは、中小企業等にとっては大きな負担となります。そこで、中小企業等は、賃上げに伴う財源を確保するため、自社の生産性の向上に取り組むことが大切です。

下の枠にある国の業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金の引上げを行う中小企業等が

設備投資やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより生産性を向上させることを支援するものですが、補助率が5分の4となっています。

県としては、コロナ禍で売上げが大きく減少している中小企業等が、自社の生産性向上にしっかりと取り組めるように、国の業務改善助成金の申請と賃上げを行った場合に、助成金の自己負担分相当と社会保険労務士等に申請手続を依頼する費用を奨励金として支給するものです。

田北商業・サービス業振興課長 営業時間短縮要請協力金給付事業について、関連する内容のため、8月専決分と9月補正分あわせて御説明します。

まず、8月17日付けで専決処分をした令和3年度大分県一般会計補正予算（第8号）について御説明します。

5ページをお開きください。

営業時間短縮要請協力金給付事業費27億7千万円です。この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県下の飲食店等に対して営業時間の短縮を要請し、協力にに応じていただいた事業者に協力金を給付するものです。要請内容は、前回5月から6月にかけて要請した内容と同じで、営業時間を21時までとさせていただいており、期間は8月20日から9月12日までとしています。

1日当たりの給付金額は、前回の要請と同様に、中小企業では令和元年又は2年の8月及び9月分の売上高に応じて2万5千円から7万5千円、大企業では上限20万円となっています。

続いて、令和3年度大分県一般会計9月補正予算案（第10号）について御説明します。

6ページをお開きください。

営業時間短縮要請協力金給付事業費23億円です。さきほど御説明した飲食店等に対する営業時間短縮の要請について、要請期間の終期を9月12日から9月26日までに延長したことから、給付に必要な所要額を追加で計上したものです。

事業内容については、8月専決処分について御説明した内容と同様です。

前回の要請に係る第1期・第2期の協力金については、通常13日から15日で給付を行っており、ほぼ給付を終えています。今回の要請に係る第3期及び第4期の協力金についても、同様に速やかな給付に努めます。

岩尾商工観光労働企画課長 5ページにお戻りください。

中小企業・小規模事業者事業継続支援金給付事業費4億1,500万円です。この事業は、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間短縮等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続を図るため、売上げが大きく減少した事業者に対し、支援金を給付するものです。令和3年8月又は9月の売上げが対前年又は前々年の同月比30%以上減少した事業者に法人は上限30万円、個人事業者は上限15万円を給付します。

なお、5月、6月分の支援金を受給し、8月、9月分の支援金も受給対象となる事業者については、申請に係る添付書類を簡略化しています。**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑や御意見はありませんか。

藤田委員 中小企業等業務改善緊急支援事業ですが、例示されているように、レジが効率化されれば1.5倍の速さになるので、3人必要だったレジが2人でいいという雇用の削減、縮減につながる導入例もあります。そういった雇用の減を伴う要件はないのかが一つ。

もう一つは、今回のこの制度もそうですが、最低賃金の30円アップに対する支援策になっています。この事業のほかに、例えば、効率化を求めることも一つですが、やはり価格評価が必要になってくると思います。国も動いていますが、県としても価格転嫁した際に、取引関係の中で契約料金の引上げを認めないものに対して啓発等何か考えていないか伺います。

祖母井雇用労働政策課長 まず1点目、業務改善助成金の要件です。これは国の事業で、雇用削減の要件は特に付いていません。業務の効率化を図って、賃金の引上げ分を吸収する意味合いです。生産性の向上が導入施設の要件となっ

ています。

それから価格転嫁ですが、国も9月を価格交渉促進月間と設定し、価格交渉がしっかり進むように取組をしています。これを受け、県でも中小企業庁や公正取引委員会の協力を得ながら価格交渉促進セミナーを開催し、適切な交渉の仕方とか、相談窓口を紹介する取組を行っています。

藤田委員 分かりました。

あと気になっているのは、県の契約でも、例えば清掃委託とか、最低賃金が直結する契約もあると思います。率先して取組をしていただけるように商工観光労働部からもアプローチをよろしくをお願いします。

木村委員長 要望でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

嶋委員 時短要請の協力金について1点教えてください。

これは旅館、ホテル内のレストランについても宿泊者以外の利用がある場合は対象になっていますが、旅館、ホテルからの申請状況、給付状況を教えてください。

田北商業・サービス業振興課長 委員仰せのとおり、ホテル宿泊関係で、宿泊者以外の方が利用できる場所は申請の対象になっています。

今、手元に個別の宿泊関係のデータを持ち合わせていないので、後ほどの御報告で御了承いただければと思います。

木村委員長 では、後ほど提出をお願いします。

嶋委員 時短要請の協力金は、基本的には感染防止対策だと承知していますが、厳しい飲食店の状況の中で、この協力金は大変ありがたいと思っている事業者は多く、何とか協力金でしのいでいる飲食店は多いです。旅館、ホテルは依然として深刻な状況が続いています。応援金とか支援金はありますが、観光業へのこ入れ、後押しは今後どのようにお考えか教えてください。

穴南観光政策課長 現在、環境整備の際、コロナ対策に取り組んだ事業所や、これから新たな取組をする宿泊事業所に750万円を上限とした補助金を用意しています。先週で164件、

6億3千万円ほど申請いただいています。まだ申請されていない方がいるので、ぜひ申請していただくように促進したいと思います。

嶋委員 G o T o トラベルですが、事業予算は補正や予備費を積み増しして2.7兆円ぐらい積んでいますが、まだ半分ほど残っているようです。感染の波の谷に近隣圏域等々にも対応できるようにもっと柔軟な対応を国に求めていかなくてはいけないと思っています。

知事も先日、政府にこの要望をしたようです。我々も努力していきますが、県としても引き続き強く要望してほしいと思います。どんな見通しですか。

山崎観光誘致促進室長 赤羽国土交通大臣に8月4日にそういった地域観光事業支援の近隣圏域への拡大を要望しています。

九州各県はやはりその思いが強いので、九州観光推進機構と一緒に、こちらでも大臣に要望を上げる形で準備をしています。

ただ、いつG o T o トラベルが再開されるかは、やはりコロナの感染状況によると思っています。今、だいぶ前に比べると感染状況が落ち着きつつあり、ワクチン接種も進んでいるので、できるだけ早くG o T o トラベルなり地域観光事業支援の拡大ができればと思っています。

（「ありがとうございます。大臣にもよろしくお伝えください」と言う者あり）

河野委員 4ページの資料について、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいんですが、業務改善助成金は、国の制度を使って、対象経費について助成金が出ると。ただし、その出た分を除いて、実際に支出した手出し部分について、県の奨励金と比較してどちらか低い額の奨励金を出しますと書いてありますが、仕組みがちよっと分かりにくいです。これは10月6日から法適用になって最低賃金が上がり、それに向け業務改善の効果を上げたところに対し、必要となった経費について国の助成制度があると。さらにその上乘せとして、手出し分について県の奨励金が出ると読めますが、業務改善についてはいつまでにやらなきゃいけないという条件はないのでしょうか。いつまでの支出に適用さ

れる部分なのかが分かりにくいので、もう少し詳しく教えてください。

祖母井雇用労働政策課長 国の業務改善助成金は、10月6日に賃金の引上げが改定になるので、10月6日以降に上げると822円に上がったベースのところからさらに上げる形になり、引き続きそこまで上げれば対象になります。今回の県の支援は、今の最低賃金の792円から国の新しい最低賃金の822円に上げるまでの間に先に822円まで上げ、それにあわせて業務改善のための設備投資などの計画を10月5日までに国に申請したものが奨励金の対象になります。

河野委員 県の奨励金と国の助成制度がごちゃごちゃになって分かりにくいですが、結局、国の助成金は、いつというよりいくら上げたかというものが基準になって、10月6日以降も申請することはできる制度ですね。（「はい」と言う者あり）ただ、県の奨励金はそうではなくて、10月5日までにそれまでの最低賃金を30円以上上げて、最低賃金の保障基準を満たしたところに奨励金を出します。また、その奨励金の額については実際かかった費用について国の助成金が出た部分を差し引いて、残りの手出し分の中で検討すると。そういう理解でいいですか。（「はい」と言う者あり）分かりました。

祖母井雇用労働政策課長 この県の制度としては、コロナ禍で売上げが落ちているところがしっかり生産性向上に取り組めるようにという奨励金になっているので、さきほど委員が言われた取扱いです。

木田委員 時短営業の関係でお尋ねします。

この間、かなり声が寄せられたのが、なぜ大分県はまん延防止等の適用措置を国に申し出ないのかということ、これまでいろいろと説明も受けてきました。アルコールの提供制限とか、時間の切上げが9時、8時とか、期間についても独自でできるからということで、県民に説明したこともあります。一方で、雇用調整助成金と休業支援金の労働局の制度ですが、雇用調整助成金は業況特例が適用されればまん防でなくても額は変わりませんが、休業支援金はまん防

を出さないと減ることがあります。その辺も加味して、総合的に県としてはまん防は申し出ないという判断をされたのか、前回の休業支援金の申請状況とかを見て判断されたのかどうか。加味した上で独自の制度、時短営業としたのか確認したいと思います。

高濱商工観光労働部長 加味したかと言われれば、当然状況を把握し、まん防にしたならそこは上がることも認識した上です。ただ、規制として、お金がもらえるから我々はまん防を申請しようとは考えていなくて、あくまで感染状況等、我々が取り得るべき対策、その影響の強さです。法律上は知事に権限が与えられるだけですが、やはりまん防を要請したら必然的に8時までの時短でお酒も提供するなどという条件も付いてきます。そういったもろもろの状況を踏まえ判断したものです。情報は当然踏まえた上で、我々としてはまん防を要請せずにやるべきことをしっかりやって抑え込もうと判断しました。

木田委員 感染を拡大防止しようという視点からすれば、より厳しい措置が前提にはなると思います。休業支援金の申請状況とかに鑑みても、こちらの道を選んだ方がより大分県にとっては経済のこと、感染拡大、両面から間違いのない判断だったことが確認できればいいと思いますが、その辺を説明してください。

高濱商工観光労働部長 仰るとおりです。休業支援金のデータは今持っていないですが、雇用調整助成金のデータも1%経済の中で、全国の利用状況に対して1%を掛けたものよりも大体0.7とか0.6ほどになっています。これはやはり雇用条件が他よりはいいとポジティブに捉えています。そういったことも踏まえた上で判断をしています。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の皆さんはありませんか。

吉竹委員外議員 ちょうど昨日の話で、九州アルプス商工会の女性役員から問われましたが、さきほどあったようにまん延防止を出さなかった。時短要請は飲食店でも夜の営業だったら9

時以降とか時短でやる分に協力金が出るのは分かるけど、その方は食堂でお昼に仕事をしている。だけど全くお客が来ない状況になっている。その方は、まん延防止をなぜ出してくれなかったのかと言うんです。

私がここで問いたいのは、今、県が考えている流れが商工会役員の耳に入っていないということ。どこがどうなってそこに届いていないか分からないですが、まん延防止をしない、大分県だけやらなかったとすごい批判的なことを言われたので、説明が付かないんですよ。商工会の役員が知らないということは、県が考えて動いていることが、それぞれの組織や自営業をやっている方に届いていない。認識はありますか。

高濱商工観光労働部長 コロナも1年半たって2年近くという中において、支援策をしっかり届けていく、県の施策についても理解していただくことをずっと課題にしてきました。現状においても、やはり我々の施策を100%御理解いただくのはなかなか難しい部分はあると思いますが、まず我々の説明がしっかり届いていないところがあるのも十分認識しています。しっかり届けていけないといけないといったところは課題として認識しているので、そこは商工団体はじめ説明をこれからも続けていきたいと思っています。やり方もいろいろ考えながら改善していきたいと思っています。

あと補足すると、お昼だけの営業であればまん防であっても協力金の対象にはならないので、その場合には事業継続支援金という別のものがあります。飲食店の協力金とは別に、こちらは売上げが30%落ちた方で法人で最大30万円、個人で15万円を支援する仕組みを用意しています。

吉竹委員外議員 今、部長が言われたように、国も大分県も政策を打ちながら地元の市町村も対策を打つではないですか。その中で、例えば時短協力金はメディアもずっと言うので、2万5千円から出るという認識はあります。今言われた継続支援金を役員の方が知らないことが私は不可解です。協力金はまん防でも出ない、それはちょっと考え方が違う。その説明をしたけ

ど、相手が理解されていなかったことが不思議です。一生懸命県もやってくれていると分かりますが、まん防を出さなかったから悪いという言い方になってしまうので、そこが行き届いていない。そういう救済措置があるということがもっと行き渡る工夫を、今、最後に言われたように、そこを何とか伝えてください。事業継続支援金はありますよときちっと分かるようにしていただきたいです。恐らく役員がそう取っているということは、ほかにもたくさんいるのではないかな。みんなに大分県だけまん防を出さないから自分たちが困るという意識で私に言われたので、そこを少し気を付けてください。

祖母井雇用労働政策課長 さきほどのお答えの補足です。藤田委員から御質問のあった業務改善助成金ですが、支給要件の中の削減ではなく、むしろ逆に、6か月以内に解雇をすると支給の対象から外れるという要件があります。失礼しました。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようなので、これより採決します。

まず、第74号議案について採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第102号議案について採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号報告について採決します。

本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、請願13四国電力伊方原子力発電所3号機の再稼働に反対する県議会決議を求めることについて審査を行います。

まず、執行部の説明を求めます。

島田工業振興課長 7ページをお開きください。

四国電力伊方発電所3号機は、現在、福島原発の事故を踏まえて見直された新たな規制基準に基づいて、特定重大事故等対処施設の建設を進めています。

現在、発電所は運転を停止していますが、施設完成の後、原子力規制委員会の検査・設置認可を受けた上で、本年10月12日をめどに運転を再開する予定である旨を公表しています。

裁判の関係では、これまで伊方発電所の運転差止めについては、広島高裁において仮処分の決定、その後の取消しが2回繰り返されています。また、大分地裁、松山地裁等4か所において伊方原発運転差止請求の訴訟が続いています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑や御意見はありませんか。

太田副委員長 今、説明にあったように、この判断については司法に委ねられているということなので、県議会としてその行方を注意深く見守る必要があるので、継続審査にするべきではないかと思えます。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員のみなさんはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、これより本請願の取扱いについて協議します。

さきほど太田副委員長より継続審査の御意見が出ましたが、本請願について継続審査とすべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本請願については継続審査とすることに決定しました。

次に、調査未実施の箇所もありますが、5月14日から6月3日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめを行います。

執行部の説明をお願いします。

高濱商工観光労働部長 委員の皆さまにおかれては、去る5月14日から6月3日まで、県下の商工観光労働部関係の企業等を調査いただきありがとうございました。

現地で御指導いただいた貴重な御意見は、今後の施策に十分にいかしていきたいと考えています。

さて、県内所管事務調査において、自社商品の海外輸出展開等に積極的に取り組む別府市のマルトウ物産販売株式会社、豊後大野市の株式会社成美を視察いただきました。

コロナの影響により、オンラインビジネスの拡大やEC市場の成長など、ビジネスを取り巻く環境が大きく変化しています。そうした中、県では、越境ECを活用した海外展開支援やWeb物産展等により、県産品の販路開拓、販売促進を図っていききたいと考えています。

本日は、ウィズコロナ、ポストコロナの県産品販路開拓について現状の取組を説明します。

それでは、担当課長から御説明するのでよろしくをお願いします。

田北商業・サービス業振興課長 8ページを御覧ください。

ウィズコロナ、ポストコロナの県産品販路開拓について御説明します。

まず、ECを活用した販売拡大支援です。需要の落ち込んだ、小売、観光関連産業を支援するため、今年度はWeb物産展を第3弾まで開催します。また、県公式オンラインショップも出店していますが、巣ごもり需要を捉え、令和2年度の売上金額は令和元年度の売上金額の5倍に達しています。掲載商品数も本年7月末現在392事業者、商品掲載数4,445商品を数えており、今後も市町村と連携して掲載商品のさらなる掘り起こしを進めます。

次に、海外に輸出したいが、一歩が踏み出せ

なかった事業者への越境ECを活用した輸出のファーストステップ支援です。輸出手続等で比較的敷居の低い香港やシンガポールをターゲットに、現在、20社が継続して輸出に取り組めるようハンズオンで支援しています。海外への展開では、諸経費もかさむことなどから、補助金支援も行っています。今年度は、交付要綱を改正し、海外展開に向けた国内での準備のための費用も補助対象としました。

コロナ禍においては、ECと共に支援の大きな柱となるのが、オンラインを活用した支援です。本年度も、昨年度に引き続きオンラインでの商談会を実施しました。民間事業者のノウハウを活用し、効率的な商談会の実施と事業者の商談スキルの向上を図ったことにより、バイヤー、県内事業者双方から好評を得ています。

さらに、コロナの感染拡大による時短営業等により厳しい状況ですが、懸命に坐来大分も首都圏での情報発信、販売促進等に取り組んでいます。

加えて、工芸品のPRも欠かせません。オリンピック、パラリンピックに関連した取組は十分にできませんでしたが、様々な機会を捉えて発信しています。

今後も、コロナ禍においても様々な販売機会やツールを活用し、頑張る事業者を後押ししていきます。

木付委員長 ただいま執行部から説明がありましたが、御質疑や御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員のみなさんはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑等もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

報告件数が多いので、まず①から⑤までについて説明を求めます。

藤井DX推進課長 9ページをお開きください。

公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所についてです。

2のとおり、県の出捐金は1億5千万円で、出資比率は35%となっています。

3事業内容ですが、高度情報化社会における情報セキュリティやAI、IoT等先端技術の活用方法などに関する調査・研究、情報提供を行っています。

4の令和2年度決算状況ですが、下線を引いている当期正味財産増減額は1,667万8千円の増となっています。

5問題点及び懸案事項ですが、昨年度はコロナ禍の新しい生活様式に対応する調査研究・普及啓発活動や、GIGAスクール構想の実現に向けた学校のICT教育支援など、新規事業の積極的な実施により2期ぶりの黒字となっています。

6対策及び処理状況のとおり、賛助会員企業の拡大に努めるほか、既存事業の確保や新規事業の獲得に加え、自主財源を作り出す新たな仕組みを検討し、安定した経営基盤の確立を目指します。

田北商業・サービス業振興課長 10ページをお開きください。

公益財団法人日田玖珠地域産業振興センターについてです。

2のとおり、県の出捐金は160万円、出資比率は32%となっています。

3の事業内容ですが、日田玖珠地域の地場産業を支援するため、センター及び日田市アンテナショップにおける地域製品の展示販売及び市場開拓及びセンター内会議室の貸出等を行っています。

4の令和2年度決算状況ですが、下線部分の当期正味財産増減額は612万1千円の減となっています。これは、5の問題点及び懸案事項に記載のとおり、令和元年度の収益増に伴い、令和2年度の法人税納付額が増加したことが大きな要因です。

また、令和3年3月末に公益事業の一つである日田市アンテナショップが終了したことに伴い、公益事業比率が公益法人として必要な50%を下回る可能性があります。そのため、6の対策及び処理状況のとおり、最大出捐者である

日田市をはじめとする関係機関とも連携しながら、公益性の遵守及び収入確保と経営改善につながる支援を行います。

次に、大分ブランドクリエイティブ株式会社についてです。

1 1 ページをお開きください。

2 のとおり、県の出資金は5千万円で出資比率は52.6%となっています。

3 の事業内容ですが、首都圏における大分ブランドの確立と県産品の販路拡大等を目的にレストラン経営や特産品の販売を行う県フラッグショップ坐来大分の運営を行っています。

4 の2年度決算状況ですが、当期純利益はマイナス1,700万9千円となり、元年度に続き2期連続の赤字となりました。これは、5の問題点及び懸案事項のとおり新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業や時短営業で、企業等を中心とした利用客が大幅に減少したことによるものです。

今後は、6の対策及び処理状況のとおり令和2年度より開始したランチ営業や折詰のテイクアウト、オリジナル商品の開発など、コロナ禍でも工夫を凝らした営業で新規顧客の開拓に取り組むとともに、移転に伴う個室や席数の増により、収益の確保と経営の安定化を図ります。また、百貨店や県産品取扱店との連携による県産品の販売促進や、地域フェアの開催など、大分の情報発信に一層努めます。

祖母井雇用労働政策課長 1 2 ページをお開きください。

公益財団法人大分県総合雇用推進協会についてです。

項目2について、効果的な事業実施のため、平成28年度から毎年基金の取崩しを行っており、昨年度と比べ多少の差異はありますが大きな変動はありません。

次に、項目3については昨年度からの変動はありません。

次に、項目4について、下線を引いている当期正味財産増減額は3,405万1千円の減となっています。これは、人材定住基金の取崩し等によるものです。

最後に、項目5及び項目6について、令和2年度は新たな取り組みとして、県内企業がSNS上にデジタル求人広告の掲載費用に対する補助を行いました。

岩尾商工観光労働企画課長 1 3 ページをお開きください。

県有地の信託に係る事務の処理状況についてです。

項目2について、昨年度から変動ありません。

項目3について、収入は3億8,455万1千円、支出は1億5,322万6千円で、当期純利益は2億3,132万5千円です。利益処分の内訳は右に記載のとおりです。

項目4について、建物は建築から30年前後を経過しており、今後、大規模な設備の更新や改修が必要となります。

項目5について、今後、更新や改修が必要な設備を記載しています。受託者である三井住友信託銀行株式会社と協議しつつ随時対応していきます。

入居率については、6年連続で増加しており、令和2年度末の入居率は96.7%となっています。

木付委員長 ただいまの5件の報告について、御質疑や御意見はありませんか。

藤田委員 ハイパーネットワーク社会研究所ですが、今、ハイパーネットワークが何を意味し、何を求めているのかがよく分からなくて、この事業内容でこれからも取組を進めていくのか。県の最大の課題であるDX化にどのように絡んでいくのか。もしDXにも大きく力を入れるのであれば、事業内容も見直した方がいいのではないかなというのが1点です。

あと、日田玖珠地域産業振興センターも公益法人としての公益事業比率が非常に厳しいという話ですが、公益事業比率を保つために無理に事業をやるのは非常に非効率な気がします。一般法人とか株式会社に移行した方がいいのではないかという検討を行ったのかをお願いします。

藤井DX推進課長 ハイパーネットワーク社会研究所についてお答えします。

まず、ハイパーネットワーク社会の言葉の定

義ですが、デジタル技術によって高度な情報基盤に形成された社会ということで、正にデジタル社会と言われている今の社会を指しているとして理解しています。

その上で、県、官民あげてこれから取り組もうとするDXについてですが、ハイパーネットワーク社会研究所もDXについて我々と協議をしながら進めていく方向で検討いただいています。特にDXを推進するにあたっての人材育成、企業、あるいはもっと下の世代の小中学生、高校生、そういった人材育成については、これまでもハイパーネットワーク社会研究所が取り組んでいます。それを活用しながらDXの推進についても県と一緒にやっっていこうという方向を確認しています。

田北商業・サービス業振興課長 日田玖珠地域産業振興センターのことについて、委員仰せのとおり、公益性の確保について新たな事業を組むとなかなか大変だと考えています。

今、公益事業としてオンラインショップをやっており、さきほど私が説明したように、オンライン、ECはどんどん伸びている部分があります。そちらにしっかり力を入れ、既存事業を拡充することで事業者にも利益があるので、そちらをやっっていくことを進めています。そういう形で公益性を確保していきたいと考えています。

それと、公益財団法人から一般の企業と言うか一般法人については、まだそういった検討はしていません。そこについては、やはり最大の出捐者である日田市と十分協議が必要になってくると思います。今後やらないということではありませんが、日田市としっかり協議、連携しながら取り組んでいくことになるかと考えています。

藤田委員 分かりました。ハイパーネットワークは、県のDXにも絡んでいくという方向性ははっきり定まったら、事業内容をそのようにした方が大変分かりやすいと思うので、よろしくをお願いします。

太田副委員長 11ページの大分ブランドクリエイト株式会社の今期の欠損金が1,700万

円で、利益剰余金が5,884万円です。趣旨は分かりませんが、今後、繰越欠損金の上限枠をある程度定め、撤退も含めた検討もやはり必要ではないかと思えます。

一方で、8ページのオンライン商談会等の情報発信がツールとしてできている中で、坐来にこだわる必要がどの程度あるのかについて少し疑問を呈したいですが、その辺については御検討どうでしょうか。

田北商業・サービス業振興課長 元年度と2年度、昨年度はやはり主にコロナの影響がありました。今年度も当然、5月6日から営業をやっていますが、時短営業とかアルコール提供はなしとか、いろんな部分での厳しい状況はあります。

ただ、新たに場所も移転し、個室も増やしたり、地の利は前に比べれば商業ビルでいい立地にあると考えています。ディナーやランチの内容を充実させ、一日も早い営業が通常再開になれば、かなり営業の回復ができるのではないかと考えています。そういった部分をしっかり取り組んでいきたいと考えています。

まだ今現在コロナの関係があるので申し上げにくいですが、コロナが収束し、通常営業になれば、かなりそういった部分で回復できてくるのではないかと考えています。

利益剰余金等々もありますが、いくらになればという形で——我々は赤字になればどうこうとは検討していません。まずしっかり今の状況で、ちょっと耐える分はありますが、アフターコロナに向け、しっかりした取組ができるよう大分ブランドクリエイトと一緒に検討しています。

それと、坐来はオンラインとかいろんなことをやっています。ただ、坐来については、食材等々を通じて大分の良さを情報発信する取組をやっているの、今のところ撤退とか、そういった検討は一切していません。

太田副委員長 思いは分かります。新型コロナの影響でという部分でもよく理解できますが、それは大分でも同じことなので、その辺の見極めをしっかりとやって、結果がついてこなければ、

やはりどこかで重大な決断をするべきときがあるのではないかと思います。その辺が繰越欠損金の額も含め、どこかでしっかり検討していくべきではないかと思います。今のところそういう考えはないと。当然知事のメンツもあるでしょうが、やはりそれも——今回の案件は違いますが、佐伯のマリンカルチャーセンターみたいにただ赤字を出すべきではない。どこかで決断するべきときも必要ではないかと思いますがいかがですか。

高濱商工観光労働部長 結果をしっかりと出していないといけないと思っています。コロナの前まではちょっと黒字が続いた時期がありました。なので、まずはそこをしっかりと戻していきたいという思いです。

委員を含め、今回のみならずこれまでもいろいろなお声をいただいており、ある意味公的な形でしているところに対し、生産者とか県民に対してのメリット感を我々が与え切れていないところがあると思っています。個別にはしっかりとつくっていますが、伝えるところが大事かと思っています。まずは今、足下をしっかりと踏ん張った上で結果を出すことに注力しながらやっていきたいと思っています。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

今吉委員外議員 今出た坐来の件ですが、私も前、東京に視察に行きました。最近移転していますが、私は坐来が一番のメインはブランド力を発信するとか、大分のものをPRすることだと思います。PRが何かうまくいかないなど。おおいと和牛にしても、何かもう少し知恵を絞ってやらないと、トータル的に見るとそれがプラスに向かっていかないと思います。事務的にはやっているとは分かりますが、最終的にやはり農業者はもうからないといけないわけですね。ブランドをどうするかということに——おんせん県おおいとが有名になったのは何でしたか、足を上げる温泉のPRがありましたっけ。
〔「シンフロ」と言う者あり〕 ああいうのは結

構全国的にPRになったと思います。そういう何か力があるかなと思うので、よろしくお願います。

田北商業・サービス業振興課長 しっかりそこはPRに取り組んでいきたいと思っています。

一つは、前回の常任委員会で報告しましたが、坐来で開発した商品でおおいと和牛のローストビーフ、そして冠地どりの一夜干し、こちらの2商品については、坐来で監修し、商品開発して、高島屋で夏のお中元商品として出させていただき、かなり成績は良かったと聞いています。そういった形で大分ブランドもいろんな機会を捉えてPRをしていきたいと思っています。まだまだ足りないと思うので、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないので、次の⑥から⑩までについて説明を求めます。

岩尾商工観光労働企画課長 続いて、14ページをお開きください。

大分県長期総合計画の実施状況についてです。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものであり、安心・活力・発展プラン2015について御報告します。

15ページをお開きください。

総合評価の方法については、指標による評価等により、59施策の結果を記載しています。

17ページまでは施策全体の進捗状況について掲載しているので、後ほど御覧ください。

19ページを御覧ください。

商工観光労働部は八つの施策を所管していますが、それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標、逆に、未達成の指標について、主なものを御説明します。

23ページをお開きください。

ページ中ほどの(6)の指標名、IoT等のプロジェクト事業化件数です。

令和2年度の目標値17件に対し、実績は21件であり、達成度は123.5%となりました。これは、IoTセンサーを活用した情報可

視化によるオフィス環境改善ソリューションの開発や、遠隔操作ロボット、アバターの県内生産体制の構築等、県内企業の取組を補助等により精力的に支援した結果、目標値を達成したものです。

今年度も引き続きIoT等を活用したプロジェクトの事業化に向けて取り組みます。

次に、ページ下段の(9)の指標名である県内宿泊客数です。

令和2年度の目標値751万人に対し、実績は486万人であり、達成度は64.7%となりました。昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け旅行マインドが低下し、過去最低の数値となりました。

今後は、コロナによる旅行ニーズ変化への対応やデジタルマーケティングによる効果的な誘客手法の転換に加え、宇宙港やホーバークラブなど大分にしかない強力なコンテンツをいかした誘客に取り組み、宿泊客数の増加に努めます。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

25ページを御覧ください。

コロナにより影響が生じている本県社会経済を再活性化するための支援施策の状況等について御説明します。お盆明けに患者数が急増した第5波は、ようやく落ち着きを取り戻しつつあります。引き続き、感染拡大防止を徹底した上で、社会経済の再活性化に取り組みます。

まず、これまでの支援施策等の状況について御説明します。

26ページを御覧ください。

コロナ関連の県制度資金ですが、貸付金額は2,100億円を超え、多くの県内事業者に活用いただいています。

27ページを御覧ください。

応援金については、6月末で受付を終了しました。支給総額は約105億円となり、こちらも多くの県内事業者に活用いただきました。

28ページを御覧ください。

雇用調整助成金については、順調に支給が進んでいます。コロナ対応の特例措置については、

当面、11月末までは継続予定であることが国から公表されており、引き続き活用を促していきます。

29ページを御覧ください。

解雇等見込み労働者数は、令和2年8月以降落ち着いています。全国と比較しても落ち着いており、各施策の効果が現れているものと思われます。また、県内のコロナ関連倒産件数は13件となっています。

30ページを御覧ください。

有効求人倍率は、7か月連続で上昇しています。コロナ禍前の1.5倍台からはまだ落ち込んでいるものの、依然として1倍を超えるなど求人は底堅く推移しています。

31ページを御覧ください。

7月の日本人宿泊者数は、昨年より増加したものの、コロナ禍前の一昨年と比べマイナスとなっています。

32ページを御覧ください。

自殺者数については、前年比較で、県内は全国ほどの大きな変化は出ていません。ただ、15人ほどの方々が毎月亡くなられている状況であり、引き続き注視していきます。

次に、商工観光労働部が行っている主な支援策について御説明します。

33ページを御覧ください。

まず、(1)分野横断的な支援についてです。①の事業継続支援金については、5月、6月の第1期分で、9月15日現在、5,158件、約10億3千万円を給付しています。8月、9月の第2期分については、本日21日から申請受付を開始しました。参考までに次の34ページにリーフレットを付けていますが、現在、商工団体や金融機関、県振興局、市町村を通じてリーフレットや申請書類を配布しており、事業者への周知を図ります。

資料33ページにお戻りいただいて、②の県制度資金については、令和3年度当初予算で借入金の返済支援を目的とした制度資金を新設したほか、低利のコロナ特別資金の実施期間延長を現在も継続しています。

③の雇用調整助成金については、さきほども

御説明しましたが、国が現行の特例措置として1人当たり日額1万5千円を上限、助成率最大10分の10を、当面、11月末まで継続することとしています。今年の5月以降は、助成額の上限、助成率を原則引き下げ、1人当たり日額1万3,500円を上限、助成率最大10分の9とし、感染が拡大している地域や特に業況が厳しい企業について従来の特例水準を維持することとしており、引き続き大分労働局と連携して活用を促します。

35ページを御覧ください。

(2) 各分野の状況及び支援について御説明します。

まず、①の観光についてです。観光需要回復のための県民の県内旅行割引キャンペーン、新しいおおいの旅割は、感染ステージ3への引上げに伴い、先月18日から新規予約を停止しました。一方、感染拡大防止策や新たな観光需要の創出に取り組む宿泊事業者への補助金については、7月から申請受付を開始しており、既に140件を超える申請をいただいています。

36ページを御覧ください。

次の②飲食についてです。GoToEat食事券、おおいの味方食うぼん券は、第2弾の利用期限が8月15日で終了しましたが、第1弾と合わせて約84億円を消化しました。

また、時短要請協力金は、5月分の第1期、6月分の第2期を合わせて、延べ1万410件、約45億8千万円を給付しており、給付率は99%を超えています。8月20日から9月12日までを対象とする第3期分は、先週13日から申請受付を開始しました。続く9月13日から26日までの第4期分は、10月1日からの申請受付開始を予定しています。

37ページを御覧ください。

③のものづくりについてです。ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費補助金は、コロナの影響による落ち込んだ売上等の回復を図るため、設備投資等の前向きな取組を行う中小企業を支援しています。これまで4回公募し、合計600件の申請に対し345件の認定を行いました。

38ページから42ページは、春の500社企業訪問調査の概要です。今年4月から6月にかけて実施し、景況感や投資意欲、支援施策の活用などを把握しました。第5波前の調査のため、現時点では景況感に変化の可能性はありますが、投資意欲や支援施策の活用などには大きな変化はないものと考えています。

来月から実施する秋の500社訪問では、事業者の声をしっかり受け止め、今後の事業にかしながら、本県社会経済の再活性化に努めます。

穴南観光政策課長 公益社団法人ツーリズムおおいの使途不明金発生事案に係る対応状況について御説明します。

資料の43ページをお開きください。

本事案は、ツーリズムおおいが令和2年度決算業務を進める中で、使途が明らかでない支出5件、489万2千円を確認したものです。ツーリズムおおいからは、罪状を業務上横領罪、被疑者を不詳とした告訴状を8月27日に大分中央警察署へ提出し、9月7日に受理されたと報告を受けています。

加えて、ツーリズムおおいでは、問題発生に至った経緯の解明、公益社団法人としてふさわしい経理事務体制の確立と再発防止策への提言をお願いするため、弁護士、公認会計士、学識経験者の4名から成る外部調査委員会を7月8日に立ち上げたと聞いています。

外部調査委員会の調査はまだ継続中とのことです。その過程で明らかになった会計処理上の問題点は随時ツーリズムおおいに伝えられており、銀行印と通帳の管理者を分離、施錠できる保管場所で管理し払戻伝票は管理者が自ら押印などの会計手続の見直し、税理士の支出状況確認を毎月実施し、公認会計士の外部監事選任に向けた手続と関連規程の改正などのチェック機能の強化といった取組が進められています。

ツーリズムおおいからは、外部調査委員会の提言を踏まえて随時再発防止策を講じるとともに、警察の捜査に協力し、事案の全容解明に取り組むと報告がありました。

当課では引き続き一刻も早い原因の究明と再

発防止策を講じるよう求めつつ、外部調査委員会の調査の進捗を含め、ツーリズムおおいたの対応に関して随時報告、協議を求め、必要な助言、指導を行うことで県の責務を果たします。

次に、第4期ツーリズム戦略の策定状況について御説明します。

44ページを御覧ください。

日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略は現行の第3期戦略が今年度で終了し、現在、旅館ホテルや観光施設、交通等の観光関係事業者や観光地域づくりのリーダー等で構成される大分県ツーリズム戦略推進会議において、次期戦略の策定作業を進めています。

今回は新型コロナウイルス感染拡大により、観光関係事業者は大変苦しい経営状況に置かれるなど、大分県観光にとってこれまでに経験したことのない危機に直面している中で策定作業となっています。

この厳しい状況を打開し、コロナ禍前以上の観光浮揚が実現できる戦略にすべく、戦略会議の委員の皆さんには活発な議論をいただいています。

本年2月の第1回推進会議ではじゃらんリサーチセンターの沢登次彦センター長から、6月の観光トレンド勉強会では国連世界観光機関駐日事務所代表で、元観光庁長官の本保芳明氏から、コロナ禍を受けての国内観光やインバウンドの動向、今後の観光の見通しや回復のポイントなどについて講演いただき、委員の皆さんに戦略を検討するにあたっての情報共有を行った上で、大分県観光の現状分析と課題の抽出を行いました。そして、今月7日の第2回推進会議では、次期ツーリズム戦略の終期である3年後の2024年に大分県観光がどうあるべきか、その姿を各委員で共有し、その実現に向けた課題解決と取組のポイントについて議論しました。

45ページを御覧ください。

3年後の姿として、旅行者の視点では、バラエティに富む大分の魅力を堪能するため繰り返し訪れ、体験と交流を楽しんでいる姿、観光事業者の視点では、観光消費額増加により安定的な収益が確保でき、観光産業が県経済を牽引す

る存在となっている姿、地域住民の視点では、観光による人的交流や経済的なメリットを受け、大分県観光の価値を認めている姿、観光資源の状態としては、自然、文化資源ともにその価値が尊重され、地域の声に応じた適切な活用がされるとともに保全が図られている状態を委員と確認しました。

46ページを御覧ください。

それらを実現するための取組のポイントとして、インバウンドの完全復活に向けた攻めの誘客、国内観光の再認識と活性化、多様な旅行ニーズを捉えた受入環境整備、DXや先端技術の活用等が重要であると整理しました。また、会議の中で各委員から「第4期戦略はコロナ禍から回復への3か年である。戦略ごとにロードマップを作成して明示することが重要」「地域のコンテンツをいかした魅力の発信が重要。弱点を強みに変える取組が必要」「2020年の東アジア文化都市に大分県が選定された。アートやカルチャーを目的に来県する観光客の増加が期待できるので、積極的な取組が必要」「観光事業者の希望の光となる大きなキャンペーンの実施が必要」などの発言がありました。

44ページにお戻りください。

今後は、各委員の意見を踏まえ、庁内はもとより市町村や観光協会などからも幅広く意見を伺いながら、戦略に盛り込む具体的な取組内容を整理していき、11月に開催予定の第3回推進会議において戦略の素案を議論する予定にしており、来年3月の公表に向け作業を進めます。

藤井DX推進課長 48ページをお開きください。

大分県DX推進戦略の骨子案について御報告します。

計画の目的ですが、データとデジタル技術を県行政に積極的に活用し、県民のニーズをもとに行政サービスや制度、組織を変革するDXを、全庁挙げて組織的かつ横断的に推進するために計画を策定するものです。

49ページを御覧ください。

DX推進の基本理念として、県民中心のデザインシンキングのもと、様々な課題を解決する

とともに、多様な主体との連携により「新たな価値」の創出を目指すこと、県民のあらゆる層に対して誰一人取り残さない視点を持って取り組むこととしています。

50ページを御覧ください。

戦略の体系は、県民向けの暮らしのDX、県内事業者向けの産業のDX、自治体が行き組む行政のDXとこれらを支える推進基盤の四つで構成しています。

次ページ以降に四つの具体的な取組を記載しています。個々の取組については説明を省略しますが、DX施策を並べるのではなくDXに取り組んでどのようなことを目指すのかを、県民や事業者の皆さんに分かりやすく伝えるように記述することに努めています。

スケジュールですが、60ページを御覧ください。

今後、民間有識者との議論を経て、12月に推進戦略として取りまとめ、パブリックコメントを実施し、来年2月に大分県DX推進戦略として策定する予定です。

佐藤先端技術挑戦課長 61ページをお開きください。

宇宙港の進捗等について御報告します。

まず、(1)宇宙港に係る国関係の動きとしては、9月1日に、サブオービタル官民協議会が開催され、その中でスペースポートジャパン代表理事の山崎直子委員より、ヴァージン・オービット社の空中発射事業の許認可等に対して考慮いただきたいなど言及がありました。本事業については国内初の事例であり、関係省庁との調整が重要であることから、大分県としても継続的に関係省庁と意見交換等を行っており、引き続き調整を進めます。

次に、(2)宇宙港に係る普及啓発、情報発信についてです。大分駅、大分空港で予定していたPRイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大のため延期しましたが、杵築市、国東市では小学生を対象に水ロケットの制作などを行いました。参加した子ども達からは「すごい」や「作るのも飛ばすのも難しいところがあったけど遠くに飛んで楽しかった」と言った声があ

りました。引き続き、普及啓発、情報発信に努めます。

最後に、(3)宇宙ビジネス創出に向けた取組ですが、7月末より宇宙ビジネスの状況、知見を深めていただくためのセミナーを開催しました。9月末からは衛星データ活用に絞ったより実践的な連続講座を開催します。加えて、本年度より衛星データを活用しようとする県内企業等に対する伴走型支援事業をスタートさせていますが、早速、本年度の内閣府の実証事業に大分県内の企業が関わる提案が2件採択されました。引き続き、宇宙港の実現はもとより、大分県内の宇宙ビジネス創出に向けた取組を推進します。

木付委員長 ただいまの6件の報告について御質疑や御意見はありませんか。

藤田委員 コロナ感染症への対応で、新しいおおいの旅割について、対策本部の中でどういった水準になったときに復活を考えるか。できれば早く使えるうちに使う状態にさせていただきたいというのが一つあります。

それと、ツーリズムおおいの関連で再発防止に向けた取組ですが、①なんかは当たり前のことで、今、再発防止の取組で出てくるのがちょっとびっくりしています。これはこれとしてしっかり進めていただきたいですが、さきほど報告のあった他の公益法人の会計処理の扱いが、今あったような見直しの位置づけでやられているのかどうか。外部監査も含め、これはとても心配になっているので、その辺の取組を教えてください。

それから宇宙港ですが、これもこれで進めていただきたいですが、ちょっと違う観点で、宇宙人向けのお土産屋さんをやったりしているじゃないですか。これは本筋とはちょっと違うと思いますが、ああいう波及的な事業もこういう枠組みの中に入っているのかどうかお尋ねします。

山崎観光誘致促進室長 コロナのステージの問題と旅割ですが、御案内のとおり、この事業はステージⅡになったときに旅割事業ができます。都度都度、コロナの本部会議を開催していて、

その中で対応についてどうするのか議論もあって、今、中止になっていますが、既存の予約については利用は止めないスタンスです。我々としてもステージがⅡになれば少しの準備期間はありますが、なるべく早く県民の皆さんに使っていただきたいと思っており、迅速に対応していきたいと思います。

岩尾商工観光労働企画課長 さきほどのツーリズムおおいたに端を発して、他の外郭団体はどうなのかということですが、全体は総務部行政企画課が所管をしており、事案があった後、全庁向けに通知を出し、しっかり指導監督するよというということで、その後、各部局が対応しています。各部局がどう対応しているかはまだ集約していません。

ただ、今回のツーリズムおおいたの関係は、まだ事実解明の途中なので、その事実解明の中でどういうところに問題があったか判明すれば、そこはしっかりと指導監督の在り方を見直していく方向になると思うので、そういうことで御理解いただければと思います。

佐藤先端技術挑戦課長 宇宙港に関して、お土産等の動き、枠組みに入っているかということです。

今年度の予算をいただいている事業については、まだまだ1発目、最初に打ち上げるためにどうしたらいいのかが主な事業内容になっています。事業としてはないですが、宇宙港の目的の大きなところは、やはり観光消費等の増大があげられています。その意味で昨年度調査して委員会でも報告しましたが、宇宙港の直接的な経済波及効果が5年間で102億円ほど想定しています。その中でも観光消費額13億円と計算もしており、我々としても期待しています。

もちろん商売に関することは、民間事業者がいろいろ独自にやっていただくことは我々としても歓迎していますが、とは言っても、我々の想定と違う方向に行ってもいけないかなと思っています。調査事業の中でも観光もあるし、工業的、製造業的なところもあるので、そういったサプライチェーンがどうなるかも調査対象にしており、今年度について直接どうこうは今の

ところないですが、来年度以降、そういったところを気を付けながら、なるべく消費に結びつくようなところは支援していきたいと思っています。

藤田委員 宇宙人に向けた地球のお土産屋さんは本当に面白いなど。地球の空気とか、水とか、種とか販売しているようですが、こういう方法で宇宙港自体をアピール、広めていくのはとてもいいアプローチの仕方だろうと思います。一方で、今言われたように、ちょっとそれが犯罪行為に結びつくようなすれすれのものになったり、本意ではない扱われ方をするのは問題があると思うので、何か一定程度コントロールが必要ではないかなという気がします。商標登録としての使い方はなかなか難しいかもしれませんが、何らかコントロールできる方策もぜひ考えていただいた上で、どんどん取組を広めていきたいと思っています。

コロナの旅割の関係ですが、実は来年以降にできるだけ酒蔵ツーリズムを広げていきたいと思って、第1弾、豊後大野市と竹田市方面で実証的にやってみたいと思っているので、ぜひ早めの復活をよろしくお願いします。

ツーリズムおおいたの関連ですが、多分県民も非常に疑心暗鬼になっていると思うので、やはりこれから検証していく中で改善策も含めて明らかにして、他の公益財団法人も同じような取扱いでやります、若しくは準じた形でやっていますよというのを明らかにしていただきたいなと思います。要望です。

木田委員 まず、DX推進戦略骨子ですが、データの利活用がメインのところもあると思います。産業のところは分かりませんが、戦略骨子の中に宇宙港の衛星データの利活用といったことを書き込んでもいいのではないかなと思うので、その辺、検討いただきたいのが一つです。

もう一つは、ツーリズム戦略ですが、2022年からの3か年ということです。これまでの課題の一つに、九州もそうですが、大分はどうしても関西以西の客が多いという傾向があると思います。それ以外のターゲットを取り込むことを課題としてあげていかないのかということこ

ろですね。

コロナがあったので、当面はお得意様の関西から西側の人にいち早く大分に来ていただきたいと思いますが、企画振興部とも関係あると思いますが、大分空港の利用者数という今後の状況を見たとき、空港需要が2年後に戻るという話です。大分の人口もちろん減ってきますが、やはり空港利用される観光者を増やしていくプランがなければ、大分空港の利用者数を今後維持——前の200万人台までを20年間維持するのはかなり難しいことになる。関西からこっちの方はなかなか航空利用で来られないと思います。フェリーとか新幹線があるので。となると、名古屋近辺から東の方々、北の方々を対象にどう取り込んでいくかを新しく重点化しないと、これからの空港利用者の確保が難しくなるのではなかろうかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

藤井DX推進課長 DX推進戦略の中で、宇宙に関して、あるいは衛星データに関してということですが、55ページの産業のDXのところ、先端技術・DX関連産業の創出のところで、今、委員が言われたような趣旨のことを記載しています。今後もそういった取組についてしっかり記載したいと思います。

穴南観光政策課長 これまで関西以西の客がターゲットとしてメインとされてきたが、関東についてもという御意見がありました。実は、これまでも関東に対して、例えば、大企業の福利厚生事業等を活用したり、温泉を軸に情報発信して若い方に来てもらうこともしていました。そこも少しインパクトが弱かったかなというところもあるので、今後、関東についてどういった攻め方がいいのか、委員の皆さまにも意見をもらいながら考えたいと思います。

木田委員 DXの関係、ぜひ衛星データの利活用を明記していただきたいと思います。これからの小型衛星の打ち上げ機数が増大し、データ単当たりでの費用も軽減されてくれば、今後かなり有効的に利用できることが望めると思います。

地域のターゲット、これからの課題はしっか

り明記し、そこから引っ張ってくるんだという強い打ち出しをして、観光の盛り上げをつくっていく。多分今、宿泊統計を見ると、中部、関東で20%ぐらいですかね、まだまだ広げられるところがあると思いますから、ぜひそこを拡大する取組をお願いしたいと思います。

太田副委員長 第4期ツーリズム戦略ですが、今後のポストコロナを見据えて、インバウンドの完全復活に向けた攻めの誘客ということがあります。その中でやはり問題になるのが、ワクチンパスポートなり、そういうものを果たして法的に制度化できるのか。例えば、私たちが実際客にそういうことを要求していいのかという場面が多々あります。37度5分はないけど、微妙な線のところにある方を拒否できない状況などです。外国人にもっと積極的に来てほしいということになれば、やはりその辺の裏づけとなるものをちゃんと提示してもらえればウエルカムですよと言えますが、制度化とかその辺についてどういう考えをお持ちですか。

山崎観光誘致促進室長 今、特にEUとかは、ワクチンパスポートを持っていると、域内の交流とか人流とかは割と認められていると思います。日本に関しては2週間滞在、要は経過観察の条件が付いて、ワクチンパスポートは入国の条件になっていない状況です。インバウンドの場合は、まず国がそういったことをどう判断するかと思うので、その状況を見守りながら地方での取扱い等の研究をしていきたいと思います。

太田副委員長 一方、国内に目を向けたとき、時短要請はしていますが、これから先、ワクチンパスポートを持っている客にポイントなりサービスすることで誘客につなげることは考えられないのでしょうか。

高濱商工観光労働部長 ワクチンパスポートは、正式にはワクチン・検査パッケージという名前が使われていますが、我々も当然、再活性化と日常に戻すという観点からだいぶ期待しています。

ただ、言われるとおりの現場として対応できるのか、若しくはワクチンを打ちたくても打てない方々に対して検査パッケージがあればいい

かという、抗原検査が受けられるところもまだ限られている状況です。こういった状況を見ながら、国もどういったところを使えるのかと。そういう機会を公平に与えないとだめだよねという中において、旅行はどちらかという積極的に使っていこうという方に分類されていると思っています。

例えば、GoToトラベルとか、そういう国のインセンティブを与えるときの要件にするのかなと今若干見るところですが、ちょっとここがどうなっていくかをよく見ながら、県としては当然受入側の施設に対しても、非現実的な制度をつくっていても対応できず、結局感染者が増えてしまってもいけないので、実態をよく見ながらやっていきたいと思っています。県としては当然期待はしていて、ただ、現場の状況を含め、しっかり検討をしていかないといけないと認識しています。

太田副委員長 去年はどちらかという日本はSDGsで、再生可能な取組をとということで、今年はその辺を発展して、DXの取組が言われています。日本はDXの後進国と言われていますが、一方で我々高齢者はDXがすごく分かりにくいと思います。さきほども説明されていたように、その辺の取組をもっと分かりやすく――今、いろんな資料でも片仮名言葉がいっぱいあってなかなか理解に苦しむ。県の方は聡明な方が多いから普通に受け入れられるでしょうけれど、高齢者にとっては何を言っているか理解できない言葉がいっぱい存在します。もう少し分かりやすい言葉で県民に説明してほしいなと思います。いかがでしょうか。

高濱商工観光労働部長 ちょうどさきほど、前の会議ですが、知事含めて各部長と議論する中で正にその話が出ました。やはり県民に分かりやすく説明するということをもっと我々が認識していかないといけないのではないかといたところでした。

それは当然、DXをやる部分でも、DX以外の分野でも、施策をしっかり届けるといったところでも、分かりやすく伝えていくといったところは今後さらに重要になっていくと思います。

DXはやはり圧倒的に重要な話になってくると思うので、逆にそこにフォーカスを当ててやっていきたいと思っています。（「よろしくお願ひします」と言う者あり）

嶋委員 ツーリズムおおいたの横領事件ですが、こういう事件は大概疑わしい人物の存在があると思います。十分な証拠を内部でそろえた上で、その疑わしい人物を問いただしていきながら明らかになっていくと思いますが、今回は被疑者不詳で刑事告訴しています。これはツーリズムおおいたが十分な証拠をそろえられないとか、あるいは疑わしい人物が極めて悪質なのか、そこら辺の背景をもう少し県民に知らせるべきだと思いますが、どうなっていますか。

穴南観光政策課長 当然、元職員を含め、事情聴取しています。ただ、その中で自白する者がいませんでした。ツーリズムおおいたは可能な限りの証拠を積み上げて被疑者不詳として告訴を行ったと聞いています。自白がない以上、警察にお願いするしかないのが現状です。今後は大分中央警察署による捜査に協力し、刑事手続によって犯人が特定されるのを待ちたいと思っています。

嶋委員 疑わしい人物を問いただすことはできたんですか。

穴南観光政策課長 細かな一人一人のやり取りについては……

嶋委員 一人一人とか言っているのではなくて、疑わしい人物は必ず存在すると思うので、それはツーリズムおおいた内でも認識していると思いますよ。そういうのをきちんと説明することが大事なので、ツーリズムおおいたの問題ではなくて、大分県の問題として説明責任を果たすべきだと思いますが。

秋月観光局長 今、ツーリズムおおいたでは、内部の調査ではなかなかそのあたりは調べることができなかったということで、外部の調査委員会にいろいろ解明をお願いしています。

その中には法律家もいるし、公認会計士、有識者の4人で原因の解明をいただいています。その中で関係する職員への聞き取りを行っている聞いていますが、そういったことを行

ったと認める職員がいなかったということです。ただ、そのままの状況ではなく、ちゃんと中央警察署に被疑者不詳ということで告訴していません。

どういった再発防止を行うかについては、今また内部で検討しているということなので、それも含め、県に報告するようになっています。

ツーリズムおおいたは、今月28日に臨時総会を開く予定で、その中でも詳細に現状の外部調査委員会から報告を受けた内容を含めて会員の皆さんに報告し、どういう対応ができるかを決定して県に報告いただけるようになっているので、まずはその状況を見守っています。

嶋委員 今の説明を聞いていると、ツーリズムおおいたは十分な証拠をそろえることができなかったから自白に至らなかったと聞こえます。十分な証拠をそろえることができない運営に問題があってこういう問題が発生したと思うので、そこら辺をしっかりと頭に入れて再発防止に取り組んでください。

秋月観光局長 県としても、しっかりそこはツーリズムおおいたを指導監督していきたいと考えています。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の皆さまはよろしいですか。

森委員外議員 DX推進に関して、さきほど課長からも今後の取組について話がありました。覚悟を持ってこれを進めていくということと、課長が直接出演しているDXO RADIOとか、ユーチューブ配信も拝見しました。

一つ気になるのが、これが令和4年から令和6年までの3年間行うということで、3年後にその成果も出していかなきゃいけないだろうと思います。多岐にわたる分野なので、3年間という短い期間に果たして実現できるのかということも含めて、そういった数値目標等のことについてまず教えていただきたい。

もう一つ細かいことで言うと、例えば、医療現場でのオンライン診療とか厚生労働省の中でも検討されていると思いますが、そういった国

のタイムラインと県が今後行うDXのタイムラインの整合性、その辺についてはどう考えているのか教えてください。

藤井DX推進課長 まず、目標についてですが、59ページを御覧いただきたいと思います。

全ての施策でDXを当たり前に、デジタルとデータを活用し、いろんな施策や行政サービスをより良い方向に変革するのが目標です。

最終的な目標は今申したとおりですが、この3年間の目標としては、下にKPIで記載しています。DXによる施策立案・実行を行う本庁所属数100%、それぞれの所属で最低でも一つやっつけようという目標を掲げています。

二つ目のオンライン診療です。これは事業実施主体は福祉保健部になりますが、当然国の動き等をにらみながら、その範囲の中で進めていくこととなります。DXに取り組んだらどういった生活になる、どういった成果になるというような、ありがたい姿を記載しているので、この姿に近づくような施策を年度年度で行う取組になるかと思えます。

森委員外議員 それぞれの部署において、必ずそれぞれで数値目標も持って進めていくということですね。分かりました。

それと、DXを進めるにあたり、県の方針としては、デジタル化が目的ではなく、その後のトランスフォーメーションにつながる変革が目的だと課長がDXO RADIOの中でも話していました。3年後、またそれ以降についても、しっかりそれぞれの部署でそれぞれが自分ごととして進めていくようにしていただきたいと思っています。

さきほど宇宙人へのお土産の話もありましたが、2店舗目が最近県央空港にオープンしたので、県央空港と大分空港をつなぐということもぜひ今後とも考えていただければと思います。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これをもって商工観光労働部関係を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔委員外議員、商工観光労働部退室〕

木付委員長 これより内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中継続調査をしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてですが、新型コロナウイルスの影響で実施の有無を延期していました。

委員長連絡調整会議では各委員会判断となりましたが、第5波が猛威を振るう中、先行きも不透明であるため、本委員会は実施しないと判断してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 ではそのようにします。

次に、前回実施できなかった県南・中部方面の県内所管事務調査についてですが、こちらは新型コロナウイルスの状況を踏まえ、改めて11月以降に調整するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 ではそのようにします。細部については委員長に御一任願います。

最後に参考人招致についてです。

これまでも常任委員会活性化を目的として参考人招致を行ってきました。

今年度もどなたか参考人を招致し、商工観光労働行政に係る意見聴取ができればと考えていますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 では、参考人の案があれば私か事務局に御提案ください。また、詳細については委員長に御一任願います。

以上で予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。